

令和2年(2020年)7月21日

訪問介護事業所 各位

八王子市福祉部高齢者いきいき課

訪問介護事業所の出張所の取扱いについて(通知)

日頃から、介護保険事業の推進に御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

八王子市における訪問介護事業所出張所の取扱いについて、下記のとおり定めたとので通知します。

記

1 指定基準

訪問介護事業所の指定は、原則としてサービス提供の拠点ごとに行うものとするが、例外的に、待機や道具の保管、着替え等を行う出張所であって、次の要件を満たすものについては、一体的なサービス提供の単位として訪問介護事業所に含めて指定することができる取扱いとする。

なお、この取扱いについては、その出張所が主たる事業所と同一の法人にて運営される場合のみ認められる。

また、予防訪問介護相当サービス事業所又は訪問型サービスA事業所もしくはその両方を運営している事業所が、訪問介護事業所の指定を併せて受け、かつ、予防訪問介護相当サービスの事業又は訪問型サービスAの事業もしくはその両方の事業と訪問介護の事業とが同じ事業所で一体的に運営されている場合については、同様の取扱いとする。

(1) 一体的なサービス提供の単位としての出張所の要件

- ア 利用申込みに係る調整、サービス提供状況の把握、職員に対する技術指導等が一体的に行われること。
- イ 職員の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理されること。必要な場合に随時、主たる事業所や他の出張所等との相互支援が行える体制(例えば、当該出張所等の従業者が急病等でサービスの提供ができなくなった場合は、主な事業所から急遽代替要員を派遣できるような体制)にあること。
- ウ 苦情処理や損害賠償等に際して、一体的な対応ができる体制にあること。
- エ 事業の目的や運営方針、営業日や営業時間、利用料等を定める同一の運営規程が定められていること。
- オ 人事、給与・福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われていること。

(2) 人員配置

主たる事業所及び出張所全体で訪問介護員等(指定訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。)の員数は、常勤換算方法で、2.5以上とすること。

サービス提供責任者は、主たる事業所と出張所の利用者数の合計に対して必要数を配置すること。

なお、管理者及びサービス提供責任者がその責務を十分に果たせるよう適切に人員を配置すること。

(3) 設備基準

出張所の形態及び設備基準

ア 事務室 事業の運営に必要な広さを有する専用のもの

イ 設備及び備品 訪問介護サービスの提供に必要なもの
感染予防に必要な設備(手指洗浄の場所、手指消毒備品等)

ウ 個人情報管理 鍵付書庫等(受付、相談業務は、主な事業所への取次ぎを担当)

(4) 設置要件

ア 主たる事業所及び出張所の所在地は、八王子市内であること。

イ 主たる事業所に係る出張所の数は、2か所までとすること。

※ 設置場所の用途地域や建物用途によっては目的の事業が営業できない場合や、消防設備等の追加が必要となる場合があります。建築基準法や都市計画法、消防法等の規定に抵触することがないよう、事前にご相談ください。

(5) 出張所の名称

出張所であることが分かる名称とすること。

例)(主たる事業所名) + (出張所表記)

※出張所表記の部分は、「〇〇出張所」「〇〇支店」「〇〇営業所」のようにすること。

(6) 出張所を設置する場合の留意点

ア 管理者(主たる事業所と出張所の管理者兼務者)は、定期的に出張所を訪問し(1)~(3)の要件を満たすよう管理を徹底すること。

イ 管理者又はサービス提供責任者は、出張所に配置される訪問介護員等と「訪問介護計画」の内容について情報を共有し、必要があれば見直しをするなど適切な対応をすること。

ウ 管理者又はサービス提供責任者は、出張所に配置される訪問介護員等からサービス提供方法を報告させ把握するとともに、適切な指導をすること。

2 設置の届出及び必要書類

出張所設置後10日以内に変更届出及び加算に関する届出を行うこと。

(1)変更届出書に次の書式を添付すること。

- ア (付表1-1)主な事業所に係る記載事項
- イ (付表1-2)主な事業所の所在地以外の場所で、当該事業所の一部として使用される事業所に係る記載事項
- ウ 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表
 - (ア)主たる事業所分に出張所勤務者も記載
 - (イ)出張所用
- エ 図面及び写真
- オ 建築物等に係る関係法令確認書
- カ 運営規程(出張所の住所等が記載されたもの。)
- キ 個人情報の管理状況届出(任意の書式)

(2)加算に関する届出

- ア (加算様式 1-1)介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
- イ (加算様式 2-1-1-1)介護給付費算定に係る体制等状況一覧
 - (主たる事業所の所在地以外の場所で一部実施する場合の出張所等の状況)

○ 変更届・加算届の掲載先

<https://www.city.hachioji.tokyo.jp/jigyosha/011/003/004/p004059.html>

八王子市 トップ > 事業者の方へ > 介護事業所・高齢者施設の開設・届出等

> 事業者へのお知らせ > 複数サービスにまたがる通知等 > 出張所の取扱について

3 加算及び加算時期

出張所が主たる事業所と独立して算定となる加算についての算定開始日は、届出日が15日までの場合は翌月1日からとし、16日以降月末までの場合は翌々月1日からとする。

問い合わせ先及び変更届等提出先

八王子市 福祉部 高齢者いきいき課 事業所指定担当

電話(直通)042-620-7452